

社会福祉法人車輪梅役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人車輪梅の役員の報酬について必要な事項を定める事を目的とする。

(報酬)

第2条 理事長の報酬は、月額200,000円とする。

2 理事長が年の中途において就任したときは、その就任の日の属する月から、任期満了、辞職等の場合はその月までの報酬を支給する。

(支給期日)

第3条 報酬の支給期日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日又は日曜日に当たるときは、その日前の最も近い休日又は日曜日でない日を支給日とする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年 4月 1日から施行する。